

# 専利行政法執行業務の強化に関する 決定

2011年6月27日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 専利行政法執行業務の強化に関する決定

各省、自治区、直轄市及び計画単列市、副省級都市、新疆生産建設兵団の知識産権局、国家知識産権局機関の各部門、専利局各部門、局直属の各単位、各社会団体

党中央、国務院が知的財産権の法執行を強化に関する業務手配を徹底し、専利行政法執行制度の建設を加速し、持続的な専利行政法執行業務体制の確立及び健全化を進め、全国知的財産権関連系統の法執行能力を一段と高め、社会・経済の発展を促進することを目的として、国家知識産権局は下記の決定を下すものとする。

### 一、専利行政法執行制度の建設を強力に推進する

#### (一) 専利保護に関する法規・規定の制定及び整備を進める

専利保護に関する法規・規定の制定及び整備を進め、専利権侵害に対する救済制度の建設を大幅に強化する。専利法執行手段の弱さ、専利権侵害に対する救済措置の不足である問題を確実的に解決し、法に基づいて権利侵害模倣行為に対する取締りを強化する。

通報・苦情を通じた知的財産権保護援助制度の建設を強化し、知的財産に関わる通報・苦情サービス業務の展開を奨励、支持する。

#### (二) 専利行政法執行業務の責任制度を強化する

各地方知識産権局は法執行案件処理業務を重要議事日程に組みこまなければならない。主要な責任者及び関係者は職責に基づいて法執行業務における責任を果たし、法執行案件処理中における責任逃れを戒め、積極的に行政訴訟に参加し、公正、廉潔かつ高効率な法執行を確保し、全面的に法に基づいて行政の水準を向上させなければならない。

国家知識産権局が手配した特別プロジェクト法執行活動任務について、地方知識産権局は要求に基づき、ハイクオリティでこれを完成しなければならない。省、自治区、直轄市の知識産権局は実際の必要に基づいて、行政区域内の知識産権局に向け法執行処理業務を手配し、責任を徹底するよう求め、かつこれを励行させなければならない。

#### (三) 専利行政法執行業務監査制度の確立

国家知識産権局は省（区、市）知識産権局の法執行業務に対し、年度監査及び特別監査を行う。省（区、市）の知識産権局は行政区域内の知識産権局の法執行業務に対し、年度監査及び特別監査を実施する。

監査においては法執行記録、法執行データ、案件処理条件、知財権保護・支援センターの設置及び 12330 ダイヤルの通報・苦情受付及び案件処理取次ぎ等の状況について検査を行わなければならない。監査を受けられる地方知識産権局は監査によって提起された主立った問題について、是正を行わなければならない。

#### (四) 専利行政法執行案件の監督処分制度を確立する

国家知識産権局は社会への影響が大きい専利権侵害案件及び専利模倣案件に対する監督処分を行う。省（区、市）知識産権局は行政区域内において影響力が大きい専利権侵害案件及び専利模倣案件に対する監督処分を行う。実際の状況に基づき、関連案件の公開処分を行う。大型の展示会において発生される権利侵害模倣案件に対する監督処分業務を強化する。

監督処分を担当する知識産権局は案件処理の過程を追跡し、監督処分を引き受ける地方知識産権局は監督処分案件の処理をできるだけ迅速に行い、かつその結果を速やかに提出しなければならない。

#### （五）専利行政法執行業務審査評価制度を確立する

国家知識産権局は各省（区、市）の知識産権局、5・26 専利法執行推進プロジェクトに参加する知識産権局及び知財権保護・支援センターを審査及び評価行う。省（区、市）の知識産権局は行政区域内の知識産権局の法執行知財権保護・支援業務を審査及び評価行う。

専利行政法執行及び通報・苦情を通じた知財権保護・支援業務の評価基準について、専利行政法執行の場合は案件処理件数とクオリティ、及び通報・苦情を通じた知財権保護・支援業務の取次件数とクオリティを重要な内容として、客観的に、全面的に評価の重点対象とし、客観的かつ全面的な評価を行う。

#### （六）専利行政法執行情報届出・公開制度を整備する

各地方知識産権局は求められた周期通りに上級の知識産権局に対し法執行統計データ、法執行案件処理関連資料を届け出る。重大案件を適時に送付する。法執行統計データは専利法及び専利法実施細則、地方の専利保護条例、専利行政法執行弁法、展示会における知的財産権保護弁法等の法律法規や案件の調停処理及び取締りに関する状況を全面的かつ客観的に反映していなければならない。

国家知識産権局及び省（区、市）知識産権局は政府ウェブサイト上にて法執行統計データを公開する。

#### （七）知的財産に関わる通報・苦情奨励制度の確立

権利者及び社会各界による知的財産権侵害模倣行為に対する通報・苦情の訴えを奨励し、知的財産に関わる通報・苦情奨励制度の建設を加速する。

国家知識産権局は地方知識産権局及び知的財産権保護支援センターが知的財産関連の通報・苦情奨励弁法の制定及び実施を加速することを励まし、12330 ダイヤルを通じて通報・苦情を訴え出た者に対し、規定に基づいて報奨を与える。地方知識産権局及び知的財産権保護支援センターは重要な情報及び多数情報を提供された者に対し、報奨を与える。報奨対象となる知的財産関連の通報・苦情の訴えは事実を根拠とし、依拠となる証拠がないと認められない。また実名による通報・苦情の訴えを励ます。通報・苦情に関わる秘密保

持体制の確立と健全化を進め、通報・苦情を訴えた者の合法的権益を適切に保護しなければならない。

## 二、専利行政法執行業務体制の整備を的確

### (八) 専利紛争に対する行政調停業務体制の革新

各種専利紛争の行政調停業務を強力に展開し、業務体制の革新を進め、専利の種類や紛争の実際状況に基づき、調停プロセスを簡略化し、迅速かつ効果的な調停方法を取り入れていく。

専利権侵害救済と権利確認無効手続きの連携体制を最適化し、行政法執行の簡索性や迅速性等の利点を十分に活用する。

### (九) 専利行政法執行協調体制の整備

地区を跨ぐ専利行政法執行協調体制を整備し、地区を跨ぐ専利行政法執行協力の規範化を行う。省（区、市）の知識産権局は当該行政区域内における省間の法執行協力による案件処理業務を展開し、関連知識産権局が適時に省を跨ぐ法執行協力による案件処理任務を完了できるよう、手配及び指導を担当する。

公安部門、工商部門、版權部門、海関部門、文化部門、広電部門、質検部門、農業部門、林業部門等との法執行面での協力関係を強化する。司法機関との交流を強化し、行政調停と司法調停の連携を推進し、共同で専利権侵害紛争解決の効率を向上させる。公安機関との協力関係を強化し、行政法執行と刑事法執行の連携を推進し、刑事犯罪の疑いがある専利模倣行為や専利関連の詐欺行為については、適時に公安機関へ移送し、厳しくその是正を行う。

### (十) 専利行政法執行業務奨励体制の健全化を行う

国家知識産権局は法執行知財権保護・支援業務の評価結果を法執行特別支援の重要な根拠に据え、評価高い地方知識産権局と知財権保護・支援センターに対して表彰を行い、さらにそれに対する支援を強化する。評価において不合格となった場合、状況に応じて期限内の整理整頓の要求を提起し、または5・26プロジェクト、知財権保護・支援センターの序列から除外する旨の決定を下す。評価結果は全国専利業務先進集団の選出及び都市モデル業務の評価を行う上での重点内容の一つに据え、評価において不合格となった市レベル知識産権局は、今後その所属している都市に対して国家知識産権局都市試験モデルの序列に組み込まない。

省（区、市）の知識産権局は各市の専利行政法執行の評価結果に基づき、法執行業務で優れた成果を出した市の知識産権局に対する支援を強化する。地方知識産権局は法執行案件処理業務において優れた成果を出した法執行処（科）室及びその人員に対し表彰や報奨を行う。

(十一) 知的財産権保護における社会的信用評価の監督体制を確立する

知的財産権保護における社会的信用評価の基準を確立し、地方知識産権局による法執行業務に関する満足度調査及び評価を行い、企業の権利侵害模倣行為に対する監視や評価を行い、知的財産権上の信用に関する記録体制を確立する。

協会、仲介機構、研究機関及び各種民間組織の役割を十分に活用し、多層的な知的財産権保護社会信用評価の監督体制を構築する必要がある。

(十二) ハイレベル人材及び重大プロジェクトに対する知的財産権保護・支援サービス体制を確立する。

ハイレベル人材及び重大プロジェクトに対する知的財産権保護・支援サービス体制の確立を加速化する。条件を満たす地域を選択して先行試験を行い、全面的監視、積極的追跡、専門的指導、早期介入、迅速な知財権保護・支援等の施策を通じて、知的財産権保護がハイレベル人材及び重大プロジェクトによるハイレベルイノベーションに対して果たすインセンティブ効果を十分に発揮させ、国家によるハイレベル人材誘致を滞り無く進め、ハイレベル人材の能力を十分に発揮させ、オリジナリティや基本性を有する重要な発明の創造を支持し、戦略的新興産業の発展を推進していくのに適した環境を創出する。

ハイレベル人材や重大プロジェクトに関わりかつ影響が広範に及ぶ専利紛争について、当該区域の知財権保護・支援センター及び知識産権局は適時に専利についての事前警告の発令や対応措置を行わなければならない。

(十三) 専利保護重要連絡体制を深化する

各種専利保護重要連絡拠点との交流及び調整を強化し、司法機関、研究機関、法律サービス機関及び市場主体からの支持や協力を積極的に得る。

各地方知識産権局は必要に応じて、条件を満たす各種機関を現地の専利保護重要連絡体制に組み込み、または全国専利保護重要連絡体制に組み込むよう推薦し、各方面のリソースによる支援をうけて、専利行政法執行業務の水準向上を促進し、良好な法執行環境を創出する。

三、専利行政法執行能力の確立を全面的に強化する

(十四) 専利行政法執行チームの建設を強化する

法に基づいて専利行政法執行チームの建設を積極的に推進し、専利行政法執行専門職員の人数を確保し、法執行チームの安定化及び発展を進める。省（区、市）の知識産権局、副省級市及び5・26プロジェクトに参加している地級市の知識産権局は専利法及び編集業務に関わった政策や法規に依拠して、法執行の職責を専門的に担う処室を明確にしなければならない。その他の市知識産権局は主に法執行の職責を担う科室を明確にしなければならない。現地の編集部門の同意を得た前提のもと、省（区、市）の知識産権局は専利行政法執行における総チームを設立し、副省級市、地級市の知識産権局は専利行政法執行にお

ける支チームを設立する。県級知識産権局は必要に応じて専利行政法執行チーム建設を強化し、法に基づいて専利行政法執行業務を展開していく上でのチーム保障を提供する。

各級専利行政法執行指導機関、通報・苦情を通じた知的財産権保護・支援における指揮・調整機関の設立及び健全化を行う。国家知識産権局は必要に応じて地方に法執行監督指導員を派遣する。省（区、市）の知識産権局は必要に応じて行政区域内の知識産権局に法執行監督指導員を派遣する。各地方の知識産権局は必要に応じて、各種パーク、商業 エリア、産業集中エリア、大型の会議・展示会の開催場所に法執行監督員やボランティアスタッフを派遣する。

#### （十五）専利行政法執行人員の業務面での素養を向上させる

専利行政法執行者は専利行政法執行許可証を取得した後に、法執行案件処理業務に従事することができる。省（区、市）の知識産権局は行政区域内の全国専利行政法執行者の実地研修への参加を手配する。国家知識産権局から許可証を与えられる予定の専利行政法執行人員の実地研修を準備する際は、事前に国家知識産権局に報告し、同意を得なければならない。国家知識産権局は資格を備え、専利行政法執行実地研修に参加し、さらに試験に合格した人員に対して専利行政法執行許可証を交付する。専利行政法執行実地研修及び各種専利行政法執行業務研修の管理及び協調業務の整備を行わなければならない。

実際の業務における主立った問題を踏まえて、専利法執行特別研究討論交流活動を準備する。法執行業務者が国内外の業務研修及に参加すること及び在職のままで学位取得を目指すことを支持し、法執行業務幹部の育成を急ぐ。

#### （十六）専利行政法執行業務条件を改善する

省（区、市）の知識産権局、副省級市及び5・26プロジェクトに組み込まれている地級市の知識産権局は専利紛争の調停処理を専門的に行う事務所を設立しなければならない。その他市知識産権局は専利紛争の調停処理を行うことができる事務所を設立しなければならない。法執行人員のために案件処理に必要な基本設備を提供しなければならない。専利法執行業務の職責を担う地方知識産権局は法執行に必要な装備を配備しなければならない。法執行案件処理を行う際は制服を正さなければならない。法執行際に用いる制服、用車、マークは国家の関連規定を遵守したものでなければならない。法執行案件処理の規範性、厳粛性及び協調性を高め、法執行者の現場安全を確保するため、法執行用の制服及び用車のマークには国家知識産権局が認可した法執行マークを使用しなければならない。

国家知識産権局が与える法執行特別支援に対し、地方知識産権局は地方政府財政による支持も取り込み、相乗的に法執行条件の改善を推進していかななければならない。

#### （十七）専利行政法執行情報化建設の強化する

全国専利行政法執行業務情報ネットワークの建設を加速し、専利行政法執行データベースを健全化し、専利法執行電子検索設備を配備し、リアルタイム検索システムを確立しなければならない。

各地方の知識産権局は紙文書と電子版の内容が互いに一致する専利法執行データを確立し、専用のデータ保存設備を配備しなければならない。

(十八) 通報・苦情を通じた知的財産権保護・支援業務のプラットフォーム建設を強化する

「12330」通報・苦情を通じた知的財産権保護・支援業務のプラットフォーム建設を大幅に強化し、全国における通報・苦情を通じた知的財産権保護・支援業務のネットワーク建設を加速し、通報・苦情を通じて知的財産権保護・支援案件用のデータベースの設立及び健全化を行わなければならない。

国家知識産権局は各知財権保護・支援センターの運営状況に基づいて、全国にいくつかの重点センターを建設する。

国家知識産権局  
二〇一一年六月二十七日